

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	組織再編成税制等に係る所要の見直し		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容 企業の組織再編成の実施の円滑化の一環として、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編成を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を可能とする等の税制措置を講じる。		
<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地方税法第23条第1項第2号、同法292条第1項第2号</span>		
減収見込額	[初年度] ( - ) [平年度] ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国企業がその事業環境の変化に合わせ、より効率的な事業形態を選択できるよう、企業の機動的な事業再編成を促進する措置を講じることで、経営者による「攻めの経営」を推進し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成13年に組織再編成税制の導入後も、組織再編成税制については各種改正が行われてきているが、その間、組織再編成に対する企業の認識やニーズも変化してきている。 また、『日本再興戦略2016』において、鍵となる施策として、「第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等」が掲げられている。こうした取組みを確実に進め、我が国企業・経済の更なる成長を図るためには、事業環境の変化に対応して企業の組織再編成の円滑化を図る措置の一環として、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を可能とする等、企業の機動的な事業再編成を促進する税制措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝
	政策の達成目標	企業の機動的な事業再編成を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施等を可能とし、経営者による「攻めの経営」を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、我が国企業の機動的な事業再編成が促進され、経営者による「攻めの経営」を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成13年に組織再編成税制導入後も各種改正が行われてきているが、さらに機動的な事業再編成の円滑化を図るため、政策の趣旨や企業の実態に即した形で見直しを図ることが適切である。
	ページ	13—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—